

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例
を次のとおり制定する。

令和8年2月12日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する
条例

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成4年川崎市条例
第54号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「において、」の次に「共同住宅の用途に供する部分
又は」を、「）に供する部分（」の次に「いずれも」を、「特定用途に供する
部分（」の次に「共同住宅並びに」を加え、同条第2項の表中「共同住宅、」
を削る。

第6条の2の2中「限る」を「限り、次条第1項第2号又は第3号に該当す
るものを除く」に改める。

第6条の3第1項及び第2項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する建築物を新築しようとする者は、当該建築
物又は当該建築物の敷地内に荷さばき用駐車施設を附置しなければならない。

(1) 駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域又は周辺地区等

の区域内において、特定用途に供する部分の床面積の合計が 3, 000 平方メートルを超える建築物

- (2) 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の区域内において、共同住宅の用途に供する部分の床面積の合計が 2, 000 平方メートルを超える、かつ、当該部分の戸数又は住室の数が 50 以上の建築物
- (3) 周辺地区等の区域内において、共同住宅の用途に供する部分の床面積の合計が 3, 000 平方メートルを超える、かつ、当該部分の戸数又は住室の数が 50 以上の建築物

2 前項に規定する建築物を新築しようとする者が附置しなければならない荷さばき用駐車施設は、新築しようとする当該建築物（以下この項において「新築建築物」という。）が前項第 1 号に該当し、かつ、同項第 2 号及び第 3 号に該当しない場合には次の表の(1)の項に掲げる用途に供する建築物の部分（共同住宅の用途に供する部分を除く。）の床面積をそれぞれに対応する(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値の台数（10 台を超える場合は、10 台。以下この項において同じ。）以上、新築建築物が前項第 1 号に該当せず、かつ、同項第 2 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合には次の表の(1)の項に掲げる用途に供する建築物の部分（共同住宅の用途に供する部分に限る。）の戸数又は住室の数をそれぞれに対応する(2)の項に掲げる戸数又は住室の数で除して得た数値の台数以上、新築建築物が前項第 1 号に該当し、かつ、同項第 2 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合には次の表の(1)の項に掲げる用途に供する建築物の部分の床面積（共同住宅の用途に供する部分にあっては、戸数又は住室の数）をそれぞれに対応する(2)の項に掲げる面積（共同住宅の用途に供する部分にあっては、戸数又は住室の数）で除して得た数値を合計した数値の台数以上の規模を有するものでなければならぬ。この場合において、これらの台数に小数点以下の端数があるときは、そ

の端数は切り上げる。

(1)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の区域内					周辺地区等の区域内	
	百貨店 その他の 店舗 の用途 に供す る部分	事務所 の用途 に供す る部分	倉庫の 用途に 供する 部分	共同住 宅の用 途に供 する部 分	特定用 途に供 する部 分(百 貨店そ の他の 店舗、 事務所 又は倉 庫の用 に供す る部分 を除く。)	特定用 途に供 する部 分	共同住 宅の用 途に供 する部 分
(2)	2,500 平方メ ートル	6,000 平方メ ートル	2,000 平方メ ートル	100	5,000 平方メ ートル	5,500 平方メ ートル	100

第6条の3第3項中「延べ面積が」の次に「3,000平方メートルを超える」を加え、「同項の表の(1)の項に掲げる用途に供する建築物の部分の床面積をそれぞれに対応する同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した」を「当該建築物について前項前段の規定により算出した」に改め、同条第8項中「台数は」を「台数(第1項第2号又は第3号に該当する場合は、当該台数に1を加えた台数)は」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号及び第2号中「第5項第1号」を「第6項第1号」に改め、同項第3号中「第5項第2号」を「第6項第2号」に改め、同

項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第6条の3第1項」との次に「、「超えて」とあるのは「超え、若しくは同項の規定による住戸又は住室の数以上となって」と、「超える」とあるのは「超え、若しくは同項の規定による住戸若しくは住室の数以上となる」と」を加え、「第3項」を「第4項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前2項の規定にかかわらず、住戸又は住室の数が400を超える共同住宅の用途に供する部分を有する建築物にあっては、当該建築物の住戸又は住室の数のうち、400を超えて800までの部分の数に0.5を、800を超える部分の数に0.25をそれぞれ乗じたものの合計に400を加えた数を当該建築物の住戸又は住室の数とみなして、前2項の規定を適用する。

第8条第2項中「高さ3メートル」を「高さ3.2メートル」に改める。

第9条第5項中「第6条の3第5項」を「第6条の3第6項」に、「第6項」を「第7項」に改め、同条第7項中「第6条の3第5項」を「第6条の3第6項」に、「第7項」を「第8項」に改める。

第10条中「第6条の3第5項」を「第6条の3第6項」に、「第6項」を「第7項」に改める。

第11条第1項第2号中「一部を」の次に「共同住宅の用途又は」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第4条第1項第1号、同条第2項の表及び第11条第1項第2号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に新築、増築又は大規模の修繕若しくは大規模の模

様替（以下「大規模の修繕等」という。）の工事に着手している建築物及びこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条又は第19条の規定により都市計画決定された事業に係る建築物で、施行日以後に当該事業により新築されるものについては、改正後の条例第6条の2の2、第6条の3及び第8条第2項の規定は適用せず、改正前の条例第6条の2の2、第6条の3及び第8条第2項の規定は、なおその効力を有する。ただし、これらの建築物について次に掲げる増築又は大規模の修繕等をするときは、この限りでない。

- (1) この条例の施行の際現に新築、増築又は大規模の修繕等の工事に着手している建築物について、当該工事の完了後に増築又は大規模の修繕等をするとき。
- (2) 施行日前に都市計画法第18条又は第19条の規定により都市計画決定された事業に係る建築物で、施行日以後に当該事業により新築されるものについて、当該新築の工事の完了後に増築又は大規模の修繕等をするとき。

参考資料

制 定 要 旨

共同住宅の用途に供する建築物における荷さばき用駐車施設の附置について必要な事項を定め、荷さばき用駐車施設のはり下の高さの基準を改め、及び駐車場法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。